

# 倉敷市新型コロナウイルス対策取組宣言促進 事業費補助金 「よくあるご質問」

(令和3年7月26日時点版)

しばらくの間、電話がつながりにくい状況が想定されます。事業者の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、各種お問合せにつきましては、「リーフレット」、「申請の手引き」、「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問合せくださいますようお願いいたします。

メニューからお問合せ内容を選択してください

- [1. 対象者・制度全般について](#)
- [2. 補助対象事業・経費について](#)

5 商工団体コロナ対策協議会事務局



## 1. 対象者・制度全般について

1-Q1：補助対象者はどのように考えますか？

A：補助対象者に列挙されたものが対象者となりえます。

補 助 対 象 者
個人事業主
株式会社， 合同会社， 合名会社， 合資会社， 有限会社
一般社団法人， 一般財団法人， 公益社団法人， 公益財団法人
社会福祉法人
NPO法人
医療法人
学校法人
士業法人
農業協同組合， 漁業協同組合， 森林組合， 生活協同組合
信用金庫， 信用組合， 労働金庫
事業協同組合， 事業協同小組合， 信用協同組合， 協同組合連合会， 企業組合
商店街振興組合， 商店街振興組合連合会
協業組合， 商工組合， 商工組合連合会 等

1-Q2：個人・法人問わず市内に居住・所在地があることが必要ですか？

A：必須ではありません。市内に取組宣言を行う事業所を有している者が対象となりえます。

1-Q3：令和3年4月1日以降に創業しましたが対象になりますか？

A：申請日時点において市内で創業していれば対象です。創業日は開業届に記載した開業日で判断します。

1-Q4：現在は市内に事業所がありますが，来月市外へ事業所を移転します。

この場合，（市外の事業所に対しての事業として）補助の対象になりますか？

A：対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。

1-Q5：市内に複数の事業所がありますが、事業所ごとに申請ができますか？

A：できません。申請は1事業者1回限りにつき市内の複数の事業所での取組を1回でまとめて申請していただきます。

1-Q6：市「外」の事業所で実施する事業は対象となりますか？

A：対象外です。本制度の対象は市「内」の事業所で実施する事業に限ります。

1-Q7：まだ「取組宣言」を行っていませんが対象になりますか？

A：既に「取組宣言」を行っている者、これから「取組宣言」を行おうとする者が補助の対象となりえます。ただし、補助金の実績報告書提出時までに取り組宣言の申込をし、登録される必要があります。

1-Q8：市税の未納がありますが対象になりますか？

A：原則として（納期限経過分の）市税の未納が無いことが条件です。ただし、「徴収猶予許可通知書」により徴収の猶予を受けており、猶予に係る納期限分以外の滞納がない場合は対象となります。

1-Q9：市税が賦課されていませんが納税証明書は取得できますか？

A：市税が賦課されていない場合は、市の税制課において、市税賦課がないことを確認したことを証明する「確認済み」と書かれた書類を取得してください。

1-Q10：国や市の他の補助金を受けている事業でも申請できますか？

A：同一事業で他の補助金などは併用できません。ここでいう「事業」とは、対象商品の購入を指します。

例) 飛沫防止パーテーションを購入する場合

(1) 対象とならないケース

他の補助金を充てて購入した商品の本補助金に申請する場合

(2) 対象となるケース

他の補助金を充てて購入した商品とは別に、追加で飛沫防止パーテーションを購入した場合（その商品購入費に他の補助金を充てていないこと）

1-Q11：補助金の前払いはできますか？

A：前払いはできません。

## 2. 補助対象事業・経費について

2-Q1：対象経費はどのように考えますか？

A：補助対象経費に列挙されたものの商品購入費が対象経費となります。

対象機器・用品		対象可否	例示
衛生用品	マスク フェイスシールド マウスシールド ゴーグル マスクケース	○	1回限りの使用のもの 繰り返し使用できるもの
		×	主用途が異なるものを 衛生用品として流用するもの 自作したもの
	アルコール消毒液	○	アルコールを主成分とする 消毒液（濃度70%以上95%以下を推奨）
		×	次亜塩素酸水その他の成分で 消毒効果を謳うもの ウェットティッシュ 除菌・防菌シート 石鹼液
ウイルス 対策機器	消毒液スタンド	○	専ら消毒液・消毒液噴霧器を設置 するためのもの
		×	机・ロッカー・棚等汎用性の高い 製品を流用するもの
	自動消毒液噴霧器	○	主たる機能が消毒液の自動噴霧で あるもの
	加湿器	○	主たる機能が加湿であるもの
		×	主目的が加湿ではないもの （加湿機能付き電気ストーブ，エ アコン，ヒーター等）
オゾン発生装置 深紫外線照射機	○	主たる機能がウイルスを除去・不 活性化するもの	

換気機器等	サーキュレーター 扇風機	○	換気を目的に設置するもの 家庭用・業務用は問わない
		×	空冷を目的に設置するもの シーリングファン
	換気扇	○	家庭用・業務用は問わない 付け替えの場合も対象 全熱交換器
	空気清浄機	○	換気を補助する機器として対象 冷温，加湿機能付のものも対象
		×	空気清浄機能付きエアコン 空間除菌脱臭機
	換気機能付エアコン	○	換気機能のあるもの 家庭用・業務用は問わない
×		換気機能のないエアコン 空気清浄機能付きエアコン 加湿機能付きエアコン スポットエアコン（クーラー）	
CO <sub>2</sub> 濃度測定器	○	主たる機能が（換気のため）空間のCO <sub>2</sub> 濃度を測定するもの	
飛沫防止用品	飛沫防止パーテーション	○	飛沫防止を目的として設置するもの（既製品・自作を問わない） 自作の場合は主要材料（アクリルパネル，ビニールカーテン，間仕切り等の本体のほか，土台，枠，レール，支柱）のみ補助対象
		×	飛沫防止に資すると認められないもの（格子状の間仕切り等）
	ソーシャルディスタンス確保のサイン	○	ソーシャルディスタンス確保につながるもの（既製品のみ）
		×	単なる広告・看板 自作したもの
非接触型体温計	非接触体温計 サーモカメラ	○	非接触型のもの 計測方法は問わない
		×	接触型のもの サーモカメラの付属機器 （モニター，タブレット等）

2-Q2: 「設備備品費」と「消耗品費」はどのように考えますか？

A:

【設備備品費】衛生用品以外の対象機器・用品については、原則として（企業会計上は消耗品に該当する単価のものであっても、耐用性があるものとして）本制度においては設備備品費として扱います。

【消耗品費】衛生用品は（マスク・消毒液等の衛生消耗品、その他フェイスシールドやゴーグル等繰り返し使えるものでも廉価で耐用性が低いものとして）消耗品費として扱います。また、飛沫防止パーテーションを自作するための素材として購入した場合は例外的に消耗品費として扱います。

2-Q3: 付属品などを含めて商品購入費として認められますか？

A: 装飾や機能向上のための付属品は、追加的な費用として対象経費に含めません。ただし、「事業環境に関わらず製品そのものを稼働させるために」必須となるものは、商品購入費に含むものとして補助対象となります。

2-Q4: 工事費等は経費として対象となりますか？

A: 対象外です。送料、諸経費も対象となりません。

2-Q5: フリーマーケットやオークション、中古品購入は対象となりますか？

A: 対象外です。

2-Q6: PayPay や d 払い、 auPay 等での決済分は対象となりますか？

A: 対象外です。

2-Q7: 小切手・手形での決済分は対象となりますか？

A: 自社・自己振出の小切手・手形のみ対象となりえます。この場合、振り出した小切手・手形の金額について当座預金口座からの引き落としまで確認する必要があります。

2-Q8: クレジット支払いの際の注意事項・提出書類はありますか？

A: 支払いに用いるクレジットカードは、個人事業主の場合は代表者個人名義のクレジットカードで引き落とし口座が代表者個人の名義であるものに限りません。法人の場合はカードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義

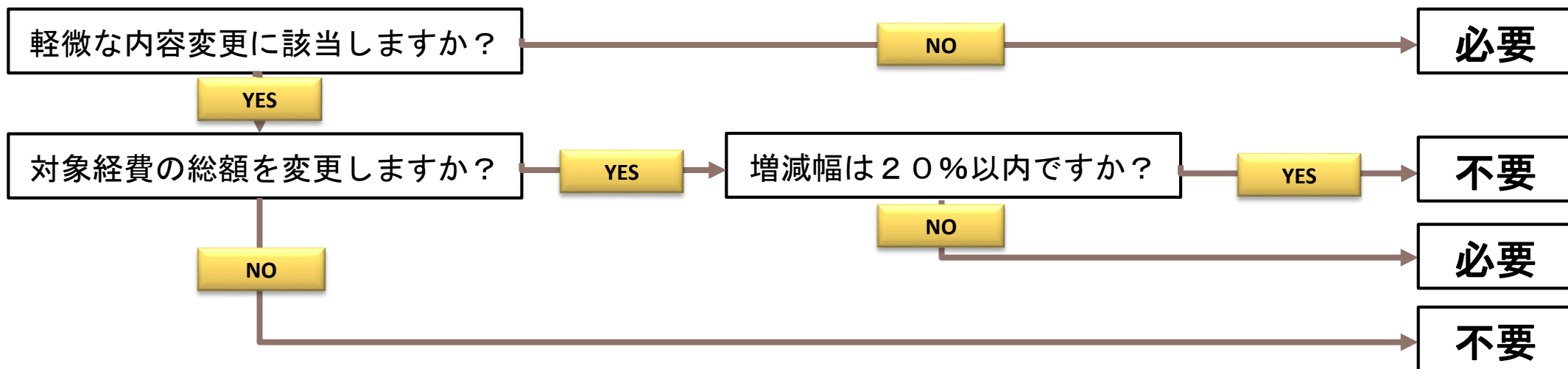
であるもののみ対象となります。クレジットカードによる支払いは、補助対象期間中に口座からの引き落としが完了した場合のみ認められます。申請の際は、カード会社の利用明細書と、引き落とされたことがわかる通帳の写しを添付してください。

なお、リボルビング払いは認められません。

2-Q9：新規創業した者ですが、令和3年4月1日以降であれば、創業日より前に購入した経費も対象となりますか？

A：対象外です。交付決定前の支出は、令和3年4月1日以降かつ創業した日以降のやむをえない支出のみ対象となります。

# 変更承認申請の要否について



## 「軽微な内容変更」とは？

交付申請時と「同一」の「対象機器・用品」について、次の事項を変更することを指します。

- (1) 購入先の変更
- (2) 購入数の増減（申請した対象機器・用品のうち、一部を取り下げる場合を含む。）
- (3) 商品の仕様の変更

※ 交付申請時とは異なる対象機器・用品を購入する場合は、「軽微な内容変更」に該当しません。

例) 交付申請時に、パーティションとマスクを申請していた場合

(1)に該当するケース	見積書は「A店」だが、領収書（購入先）は「B店」に変更する場合	
(2)に該当するケース	パーティション（マスク）の購入数の変更	パーティション（マスク）を購入しない場合
(3)に該当するケース	パーティションの高さの変更	パーティション（マスク）のメーカーの変更

## 対象経費の「総額」とは？

申請した「全て」の対象機器・用品に係る商品購入費（税抜）の「合計額」を指します。  
一部の対象機器・用品に係る商品購入費（税抜）を指すものではありません。



【追加・修正履歴】

4月28日：1-Q10 一部変更

5月11日：1-Q1 追記

1-Q2 追記

2-Q1 一部変更

2-Q6 追記

2-Q7 追記

2-Q8 一部変更

5月18日：2-Q3 一部変更

5月31日：2-Q1 一部変更

7月26日：2-Q1 一部変更